

# 「若者自立・挑戦プラン」に基づく 若年者雇用対策の推進

## 厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室

### 1 はじめに

雇用失業情勢は、全般的に回復の兆しが見られるが、若年者をとりまく就職環境は目立った改善を示すには至っていない。平成16年3月に高校、大学を卒業した新規学卒者の就職内定率は、いずれも若干前年度を上回る数値となったものの、特に高校においては、求人が漸減傾向にあるなど厳しい状況が続いている。また、若年層の完全失業率も、依然高水準で推移しているとともに、完全失業者数も高止まりしている。

この背景には、企業における非正規雇用の増加が見られることや求める人材の高度化等により、即戦力志向が強まっていること、また、一方の若年者側の問題として、職業意識が不十分であり、適切な職業選択ができないことや働く意欲、基礎的能力が低下していること等が指摘されている。

このような状況が続けば、若年期に必要な技能・知識の蓄積がなされず、将来において産業や社会を支える人材の育成が図れないなど、若年者本人にとっても、社会にとっても大きな損失となるおそれがあると考えられる。

また、平成16年以降、労働力人口が初めて減少基調に転じ、特に30歳未満の労働力人口は、平成27年までの10年間に約240万人もの減少が見込まれる中で、我が国産業経済活力や国際競争力の維持・向上、社会システムの安定を図る上で、若年者の労働力率を高め、かつ質の高い労働力を供給することが緊急の課題となっている。

### 2 平成16年3月新卒者の就職状況

厚生労働省では、平成16年3月大学等新卒者の平成16年4月1日時点の就職状況を文部科学省との共同調査により、また、平成16年3月高校・中学新卒者の平成16年3月末現在の就職内定状況を厚生労働省独自で、それぞれ取りまとめている。

#### (1) 大学等新卒者（表1）

大学新卒者の就職状況については、平成15年度においては、全国の大学・短大・高専・専修学校の中から、各学校数、地域等を考慮し、合計107校、5,840人について調査を行った。その結果、4月1日時点における就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は、4年制大学で93.1%（前年同期92.8%）、短期大学（女子学生のみ）で89.5%（同89.6%）、高等専門学校（男子学生のみ）で100.0%（同95.7%）、専修学校（専門課程）で90.3%（同85.0%）であった。

大学について、男女別にみると、男子が93.0%（同93.2%）、女子が93.2%（同92.2%）であり、地域別にみると、関東地区では95.1%であるのに対し、九州地区では89.1%となっているなど、地域間での格差が大きくなっている。

#### (2) 高校新卒者（図1）

3月末時点の全国の高校新卒者に対する求人数は約22万3千人であり、前年同期に比べ3.3%増加している。また、求職者数は約17万7千人であり、前年同期

表1 大学等新卒者の就職（内定）状況 (%)

	10月1日	12月1日	2月1日	3月1日	4月1日
大学 平成8年度	69.9	83.5	—	91.0	94.5
9	73.6	84.8	—	90.9	93.3
10	67.5	80.3	—	88.7	92.0
11	63.6	74.5	81.6	—	91.1
12	63.7	75.2	82.3	—	91.9
13	65.0	76.7	82.9	—	92.1
14	64.1	76.7	83.5	—	92.8
15	60.2	73.5	82.1	—	93.1
大学 平成8年度 (男子)	73.9	87.0	—	93.2	95.6
9	76.4	87.6	—	92.5	94.6
10	71.3	83.5	—	90.7	93.2
11	66.4	77.3	83.8	—	91.9
12	66.0	77.7	83.9	—	92.3
13	67.6	78.6	84.3	—	92.5
14	67.0	79.0	85.4	—	93.2
15	61.1	74.4	82.8	—	93.0
大学 平成8年度 (女子)	61.1	76.0	—	86.2	92.2
9	67.3	78.8	—	87.5	90.5
10	59.2	73.5	—	84.7	89.2
11	57.7	68.8	77.1	—	89.5
12	59.7	71.0	79.7	—	91.2
13	60.6	73.6	80.5	—	91.5
14	60.1	73.6	80.9	—	92.2
15	59.1	72.4	81.2	—	93.2
短大 平成8年度	46.8	61.6	—	82.5	90.5
9	47.0	60.5	—	80.8	86.6
10	38.8	56.6	—	79.1	88.4
11	36.5	46.8	60.8	—	84.0
12	36.6	48.5	66.8	—	86.8
13	36.6	52.3	69.4	—	90.2
14	36.1	55.6	70.6	—	89.6
15	29.0	49.6	68.5	—	89.5
高専 平成8年度	93.4	96.1	—	100.0	100.0
9	94.6	96.0	—	97.3	100.0
10	95.9	97.3	—	97.3	100.0
11	95.9	97.3	98.6	—	100.0
12	91.9	93.8	98.5	—	100.0
13	92.1	95.1	96.7	—	91.3
14	93.9	94.1	92.9	—	95.7
15	95.0	98.3	98.3	—	100.0
専修 平成8年度	39.6	58.5	—	85.5	91.5
9	39.2	55.5	—	83.7	89.5
10	31.9	51.8	—	76.3	86.3
11	25.0	42.0	57.7	—	83.2
12	38.0	52.5	66.9	—	84.1
13	33.1	50.3	64.1	—	83.3
14	36.1	54.3	65.6	—	85.0
15	34.7	53.1	69.8	—	90.3

(資料出所) 大学等卒業予定者就職内定状況等調査(厚生労働省・文部科学省共同によるサンプル調査)

(注) 2月1日現在の調査は平成11年度から実施(3月1日現在を廃止)

に比べ0.6%減少している。この結果、求人倍率は1.26倍と、前年同期を0.05ポイント上回った。地域別にみると、京浜地区が3.34倍である一方、南九州では0.71倍であるなど、地域間での格差がみられる。

さらに、就職内定者数は約16万3千人であり、就職内定率は92.1%と前年同期を2.1ポイント上回っている。

### (3) 中学新卒者(表2)

平成16年3月末の全国の中学新卒者に対する求人数は約3千8百人であり、前年同期に比べ7.2%減少し

ている。また、求職者数は約4千2百人であり、前年同期に比べ5.2%減少している。この結果、求人倍率は0.91倍と、前年同期を0.02ポイント下回った。また、就職内定者数は約2千6百人であり、就職内定率は61.9%と前年同期を2.4ポイント下回っている。

## 3 フリーター、若年失業者の現状と課題

厳しい新規学卒労働市場の状況を反映し、近年、未就職のまま学校を卒業する者や就職しても早期に離職する者が増加している。

高校、大学を卒業して就職も進学もしないいわゆる「無業者」は、平成16年3月卒業者については、高校卒業者の9.7%に相当する約12万人、大学卒業者の20.0%に相当する約11万人となっており、その割合、数ともに上昇傾向にある。

また、一旦就職しても、3年後には中学卒業者の7割、高校卒業者の5割、大学卒業者の3割が離職してしまう、いわゆる7・5・3現象という状況が見られるところである。一定の年齢を学校卒業年齢と設定し、雇用保険の被保険者となった時期と被保険者資格を喪失した時期により、離職率を算出すると、平成12年卒業者については、中学卒業者の73.0%、高校卒業者の50.3%、大学卒業者の36.5%が3年以内に離職していることになる。(図2)

こうした状況を受け、若年失業率は高水準で推移しているとともに、いわゆるフリーターといわれる不安定な就労・無業を繰り返す者も増加している。平成15年の15~24歳層の完全失業率は10.1%と、全年齢の5.3%と比べて高い水準になっており、同年齢層の完全失業者数は約68万人と、全年齢の完全失業者数の約2割を占めるに至っている。

また、フリーター数は、平成15年には、アルバイト・パートといわれる仕事に就いている若年者や失業中でアルバイト・パートを希望する若年者などの総計として約217万人に上っていると推計されている。(図3)

フリーターの増加については、自ら積極的にフリーターとなっている者もいるものの、相当数は、正社員として就職したかったがやむを得ずフリーターとなっていると推測されている。一方で、フリーターが正社員として就職しようとする場合には、職業経験が不十分であること、必要な職業能力が十分に身に付いてい

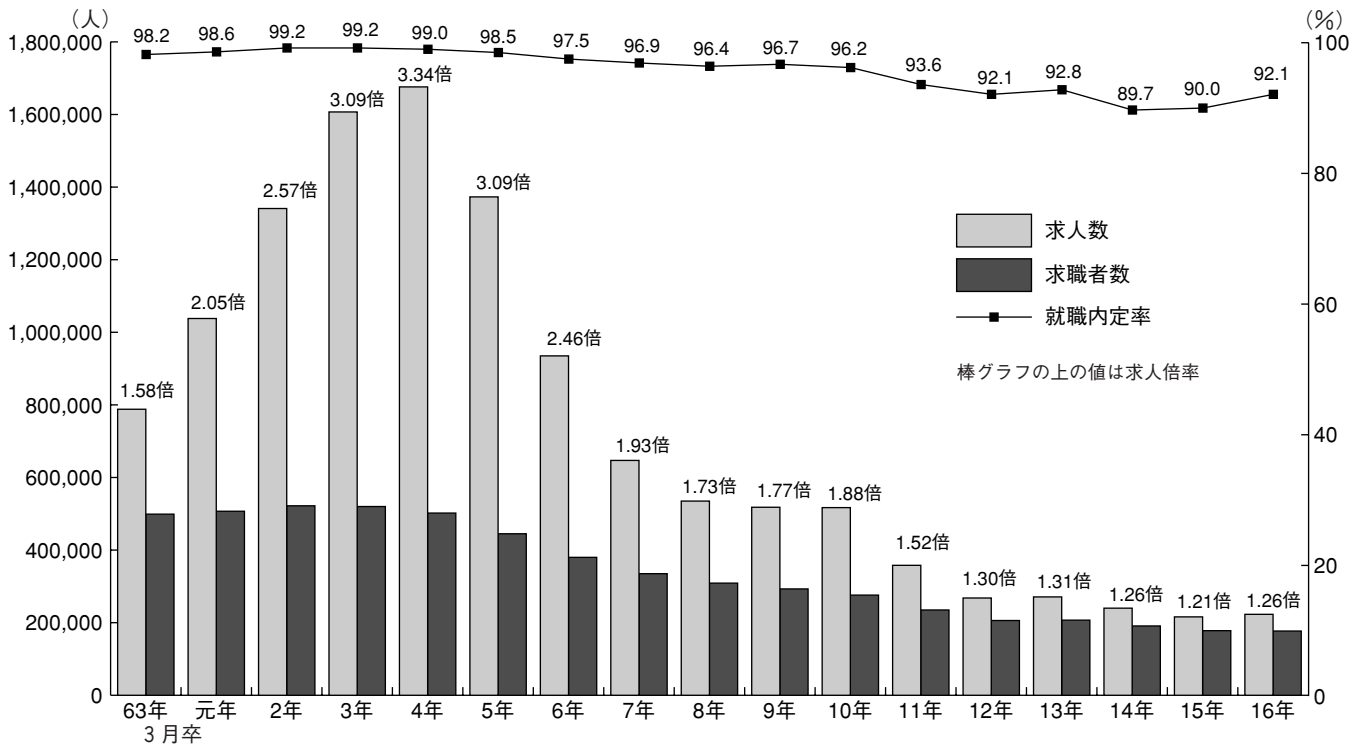


図1 高校新卒者の求人・求職・就職内定率の推移 (3月末現在)

ないこと等の理由で、困難を伴う状況が多い。また、こうした傾向は、近年強まっており、フリーターから離脱し正社員になることが一層困難化し、フリーター期間が長期化しているとの指摘もある。

#### 4 「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者雇用対策の推進

こうした状況を受け、平成16年4月に厚生労働大臣のほか、文部科学大臣、経済産業大臣及び経済財政政策担当大臣の関係4閣僚が「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月、「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめ、当面3年間で若年失業者等の増加傾向を転換させることを目指すこととした。

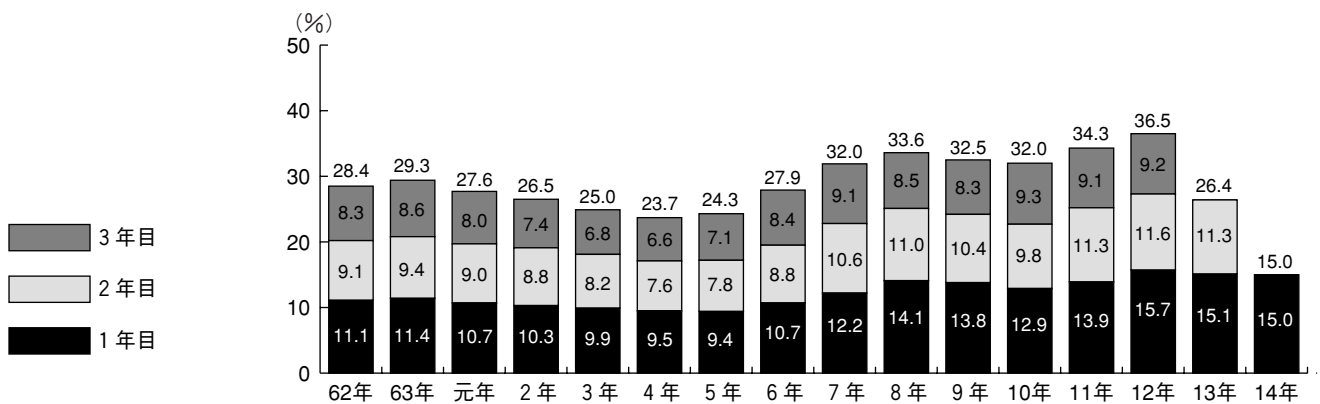
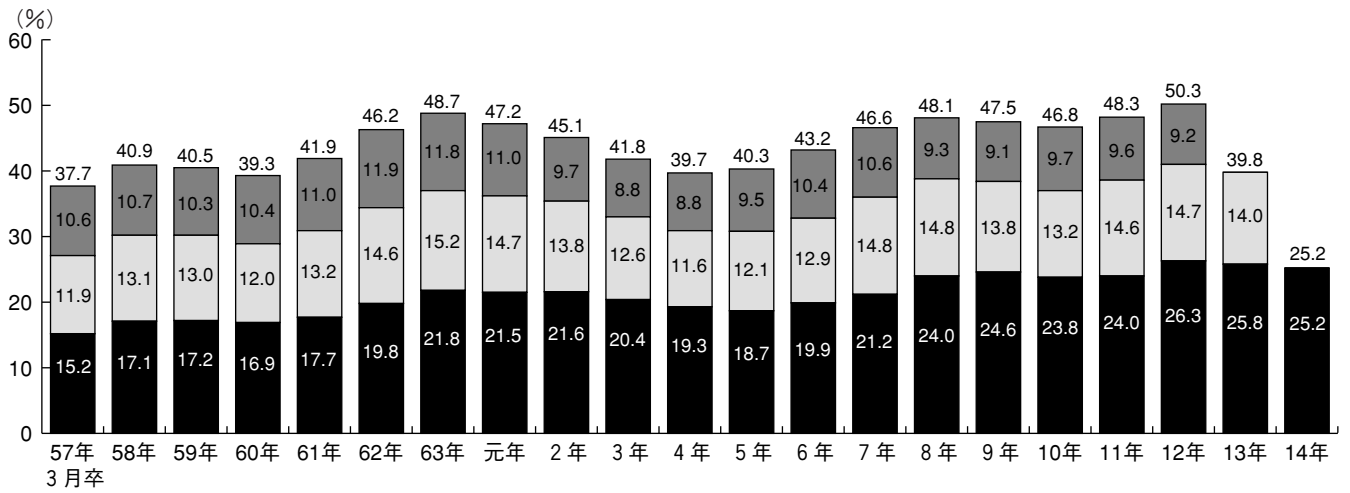
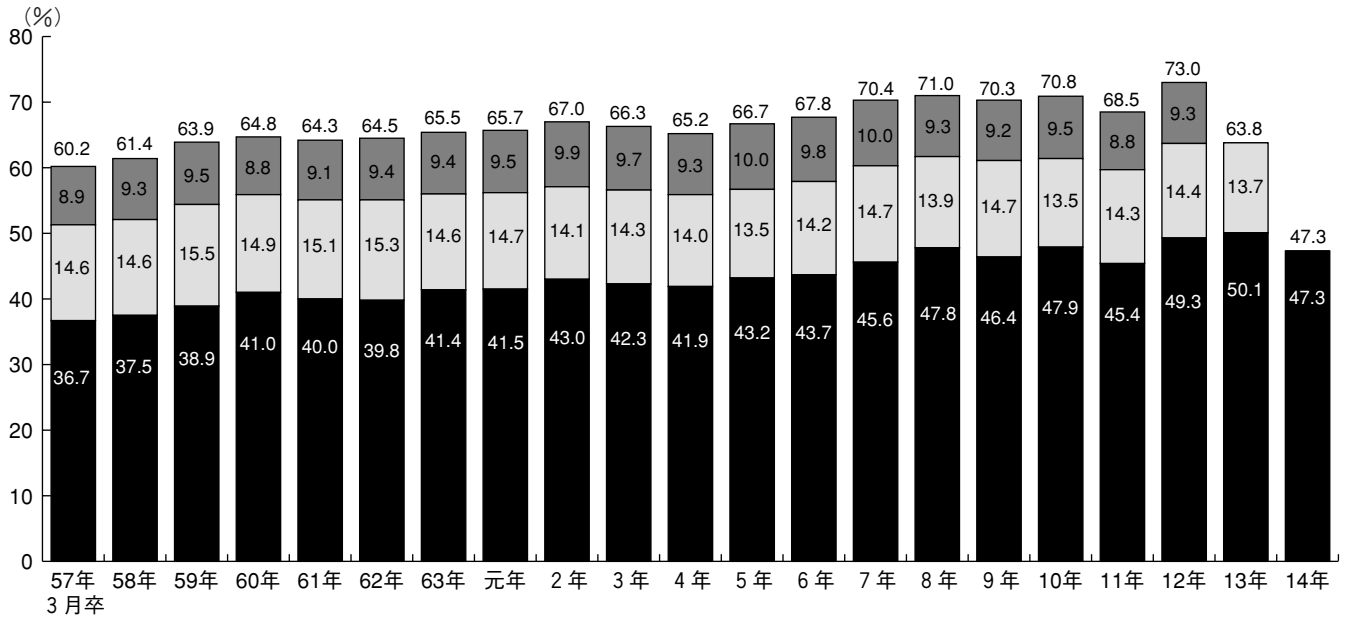
「若者自立・挑戦プラン」に基づく政策の推進に当たっては、関係府省の密接な連携・協力の下、雇用・教育・産業政策の連携強化と総合的な推進を図るとともに、地域の自主性と多様性を尊重した主体的な取組みを推進することとされている。

厚生労働省においては、平成16年度から新たに次のような施策を展開し、若年者がフリーター・無業者となることを抑制するとともに、フリーター・無業者となった者の安定的な就業への移行を促進し、若年者の職業的自立を推進することとしている。

表2 中学新卒者の求人・求職・内定等状況

	求人数 (%) 人	求職者数 (%) 人	就職内定者数 (%) 人	求人倍率 (求職者 対求人) 倍	就職内定率 (求職者 対求職者) %
昭和63年3月卒	(3.9)	(△4.1)	(△2.8)	(0.14)	(1.3)
	65,420	36,126	34,684	1.81	96.0
平成元年3月卒	(17.5)	(△6.0)	(△7.0)	(0.45)	(△1.0)
	76,836	33,962	32,259	2.26	95.0
平成2年3月卒	(18.1)	(△10.7)	(△10.4)	(0.73)	(0.3)
	90,743	30,324	28,897	2.99	95.3
平成3年3月卒	(9.7)	(△13.7)	(△13.7)	(0.81)	(0.0)
	99,553	26,167	24,935	3.80	95.3
平成4年3月卒	(△6.5)	(△12.6)	(△13.4)	(0.27)	(△0.9)
	93,035	22,874	21,592	4.07	94.4
平成5年3月卒	(△24.9)	(△14.7)	(△15.2)	(△0.49)	(△0.5)
	69,892	19,501	18,310	3.58	93.9
平成6年3月卒	(△35.7)	(△20.7)	(△21.5)	(△0.68)	(△1.0)
	44,929	15,470	14,367	2.90	92.9
平成7年3月卒	(△32.4)	(△16.1)	(△17.3)	(△0.56)	(△1.4)
	30,384	12,987	11,882	2.34	91.5
平成8年3月卒	(△27.1)	(△17.8)	(△20.3)	(△0.26)	(△2.8)
	22,163	10,674	9,467	2.08	88.7
平成9年3月卒	(△14.3)	(△8.5)	(△8.4)	(△0.14)	(0.0)
	18,986	9,769	8,669	1.94	88.7
平成10年3月卒	(△17.0)	(△3.5)	(△5.6)	(△0.27)	(△1.9)
	15,765	9,428	8,182	1.67	86.8
平成11年3月卒	(△34.4)	(△17.6)	(△24.1)	(△0.34)	(△6.9)
	10,339	7,772	6,210	1.33	79.9
平成12年3月卒	(△28.0)	(△17.2)	(△23.7)	(△0.17)	(△6.3)
	7,448	6,439	4,736	1.16	73.6
平成13年3月卒	(△10.7)	(△4.7)	(△6.2)	(△0.08)	(△1.2)
	6,648	6,135	4,443	1.08	72.4
平成14年3月卒	(△24.5)	(△15.3)	(△24.6)	(△0.11)	(△8.0)
	5,022	5,199	3,350	0.97	64.4
平成15年3月卒	(△18.5)	(△15.3)	(△15.5)	(△0.04)	(△0.1)
	4,094	4,401	2,830	0.93	64.3
平成16年3月卒	(△7.2)	(△5.2)	(△8.7)	(△0.02)	(△2.4)
	3,800	4,173	2,584	0.91	61.9

(注) ( ) は対前年度比。



(注) 厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分し、算出したものである。

図2 新規学卒就職者の在職期間別離職率

(1) 教育段階から職場定着に至るキャリア形成・就職支援の実施

① キャリア探索プログラムの拡充等による職業意識形成支援の推進

早い段階からの職業意識形成を支援するため、企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラムを実施している。

平成15年度においては、全国で約1千3百の高等学校を対象に実施し、約20万人の高校生に受講していただいたところであるが、平成16年度は約23万人を対象にした実施を目標にしている。

また、高校生等に対しては、職場見学による職業理解、企業理解の促進や職業レディネステスト等による自己理解、職業理解の促進を図っているほか、「総合

的な学習の時間」を活用し、ジュニア・インターンシップ等職業体験機会の充実を図っており、これらに基づき、各高等学校における職業意識形成支援が一層計画的に推進されるよう努めているところである。

② 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化

新規学卒者のうち未内定者に対する就職支援を強化するため、平成14年度から、2～5月の間全国で100名の若年者ジョブサポーターをハローワークに配置し、学校と連携したマンツーマンのきめ細かな支援を実施してきたところである。

平成16年度からは、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現するため、全国のハローワークに約600名の若年者ジョブサポーターを配置し、在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じてマンツーマンによる一貫した支援を行っている。

(2) 日本版デュアルシステムの導入

平成16年度から、若年者を対象とした新たな人材育成システムとして、企業と教育機関をコーディネートし、企業実習と一体となった教育訓練を行うとともに、修了時に実践力の能力評価を行うことにより一人前の職業人を育成する「日本版デュアルシステム」を導入することとしている。

平成16年5月から43都道府県で開始されており、6月にはすべての都道府県で実施されている。

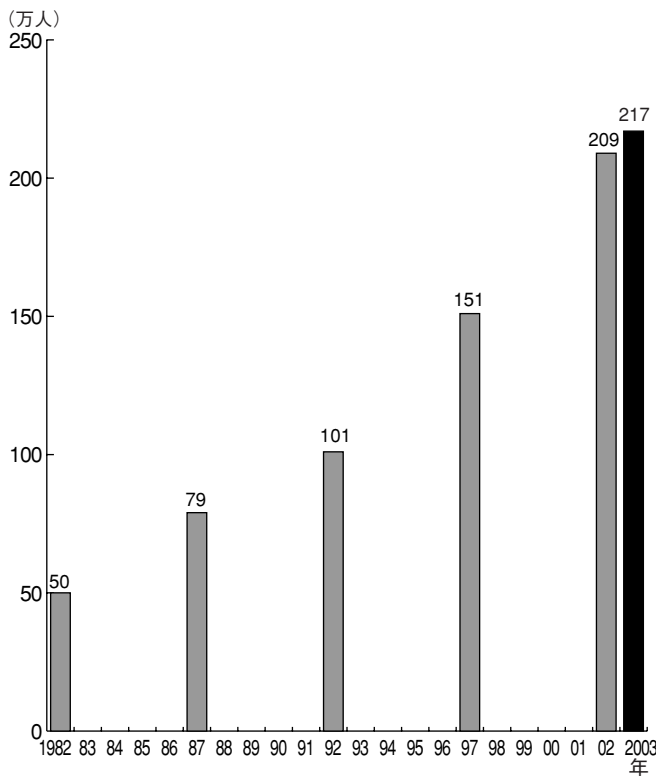
(3) 若年者向けキャリア形成支援の推進

① 専門的なキャリア・コンサルタントの養成・活用

若年者向けの専門的なキャリア・コンサルタントに必要な能力基準等を策定するとともに、必要な能力付与を行うための訓練を職業能力開発大学校等で実施し、若年者対策での活用を推進することとしている。

② フリーター等が相互に職業意識を高めるための拠点づくりの推進

フリーター等が相互に職業意識を高めるための拠点として大都市部に開設している「ヤングジョブスポット」について、民間団体への運営委託を進めるとともに、企業や大学等を含めた関係者との連携を強化し、より効果的な運営を図ることとしている。



(注) フリーターとして、15～34歳の者（女性については未婚の者）であって、

① 現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者（ただし、82年、87年、92年、97年については、継続就業年数が1～5年未満の者）、

② 現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者、を集計している。

【資料出所】厚生労働省「平成15年版 労働経済の分析」

図3 フリーター数の推移

#### (4) 若年労働市場の整備

##### ○ 若年者試行雇用事業の推進

平成13年12月から開始した若年者トライアル雇用事業は、約3カ月の試行雇用を通じ、企業の求める能力等の水準と若年求職者の現状との格差を縮小しつつ、その業務遂行の可能性を見極めることにより、その後の常用雇用への移行を促進するものである。ハローワークにおいて、トライアル雇用を希望している若年者を求人事業主に紹介し、トライアル雇用終了後には当該事業主に対し、トライアル雇用した若年者1人当たり5万円を最大3カ月支給している。

平成16年4月までに約8万人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した約5万7千人の約8割に当たる約4万5千人が常用雇用に移行しており、職業経験が乏しいフリーターや若年失業者の常用雇用の促進に効果が見られるところである。

今後も、ハローワークにおいて事業主へ制度の一層の周知を図るなどにより、同事業の活用を通じた若年者の就職を推進することとしている。

#### (5) 地域との連携・協力による若年者就職支援対策の展開

##### ○ 若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）の整備の推進

若年者の雇用をめぐる問題の解決に向けて、ハローワークのみならず、教育機関、経済界等の幅広い連携・協力が必要であることから、関係行政の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組みを推進するため、地域による「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）」の整備を推進している。

ジョブカフェは、地方自治体と地域の企業、学校等との幅広い連携・協力の下、地域の実情に応じた若年者に対する職業、能力開発及び創業支援に関する情報提供、インターンシップ等の職業体験機会の確保、キャリア・コンサルティング、職業紹介等の就業に関するサービスをワンストップで提供する施設として、都道府県が中心となって設置するものである。

厚生労働省としては、ジョブカフェの整備を推進し、地域との連携・協力による効果的な若年者雇用対策を推進するため、若年者の職業意識形成支援関係事業等を内容とする若年者地域連携事業を委託するとともに、都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設して、ジョブカフェを利用する若年者に対する職業紹介事業を行うこととしている。

平成16年7月までに本年度中までの設置を予定しているすべての都道府県（43都道府県）において、ジョブカフェが開設されたところである。

いずれも地域の実情に応じ、若年者に対するカウンセリング、学生生徒に対する職業意識形成支援に重点的に取り組むなど主たる対象者やその支援方法、若年者に対する周知等に創意工夫をした取組みが行われているところである。

## 5 おわりに

若年者の雇用環境については、依然厳しい状況が続いているところであり、厚生労働省としては、「若者自立・挑戦プラン」に基づいた施策を着実に実施することにより、若年者の就職支援等に全力で取り組んでいるところである。

一方、若年者の問題については、近年、働く意欲を喪失した無業者、NEET（Not in Education, Employment or Training：働いておらず、教育も訓練も受けていない者）の増加も指摘されているところである。

こうした若年者雇用をめぐる問題の要因は、若年者自身の職業意識から企業の人材ニーズの変化、地域、家庭等の教育機能の在り方に至るまで多岐にわたることから、その解決に当たっては、行政機関による取組みに加え、地域の関係機関、国民一人ひとり等、様々なレベルでの対応が求められる。

今後は、若年者雇用問題を国民的課題と位置付け、若年者に対する働く意欲・能力を高めるための総合的な対策をきめ細かく講ずることがますます重要となっている。